

淡路市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

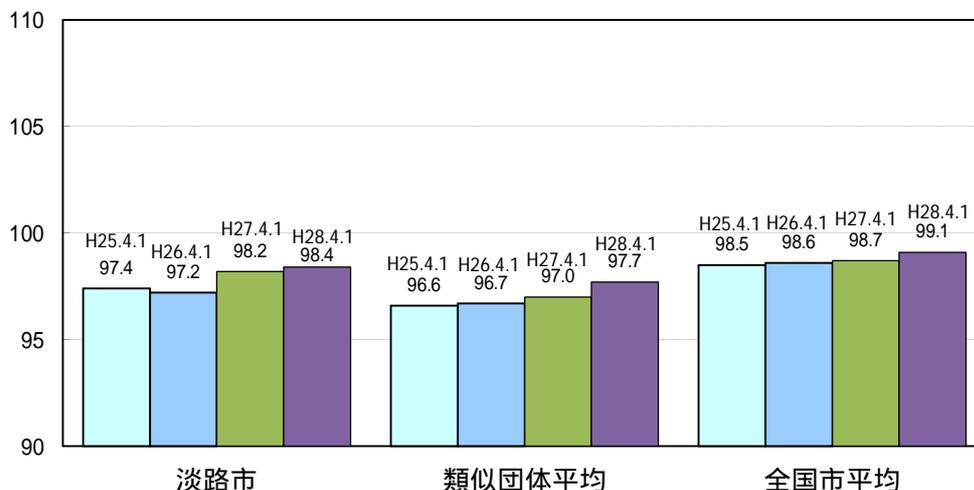
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
27	45,840	34,182,561	213,118	3,838,053	11.23	13.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体(-1) 一人当たり給与 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
27	398	1,599,286	224,900	597,611	2,421,797	6,085	5,780

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の普通会計職員の人数である。
 3 給与費には、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており職員数には、当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

本市は、平成21年度から平成24年度まで、国に先行して、独自で給与カットを実施した。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

[概要] 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

給料表の見直し

[実施] 未実施

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げた。ただし、激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施する。

また、技能労務職の給料表についても、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて、見直しを実施した。

地域手当の見直し

国基準による支給割合0%

淡路市職員の給与の特例に関する条例により、支給しない期間を1年間延長した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
淡路市	43.0 歳	327,300 円	390,201 円	355,006 円
兵庫県	44.6 歳	338,700 円	429,920 円	389,729 円
国	43.6 歳	331,816 円	円	410,984 円
類似団体	42.3 歳	317,879 円	373,353 円	343,643 円

技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
淡路市	53.7 歳	20 人	312,100 円	334,335 円	322,600 円
うち 清掃 職員	53.8 歳	3 人	325,500 円	368,600 円	345,000 円
うち 用 務 員	57.3 歳	8 人	306,700 円	316,638 円	309,138 円
うち 自動車 運転手	48.1 歳	2 人	312,000 円	352,400 円	345,000 円
兵庫県	53.8 歳	514 人	337,500 円	403,354 円	372,102 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	円	329,358 円
類似団体	50.3 歳	18 人	318,114 円	344,558 円	330,685 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
淡路市		歳	円	
うち 清掃 職員	廃棄物処理業従業員	45.3 歳	290,300 円	1.27
うち 用 務 員	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.58
うち 自動車 運転手	自家用乗用自動車運転手	57.4 歳	194,900 円	1.81

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
淡路市			
うち 清掃 職員	5,842,300 円	3,968,100 円	1.47
うち 用 務 員	5,221,056 円	2,544,000 円	2.05
うち 自動車 運転手	5,654,300 円	3,223,700 円	1.75

民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成25年～平成27年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分	淡路市	兵庫県	国	
一般行政職	大学卒	166,100円	181,284円	176,700円
	高校卒	144,600円	147,361円	144,600円
技能労務職	高校卒	146,700円	143,999円	円
	中学卒	円	円	円
医師職	博士課程終了	328,200円	円	円
	新大6卒	243,300円	円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成28年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	211,850円	305,800円	356,550円	397,866円
	高校卒	212,333円	297,300円	349,625円	354,050円
技能労務職	高校卒	該当者なし	270,200円	該当者なし	該当者なし
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

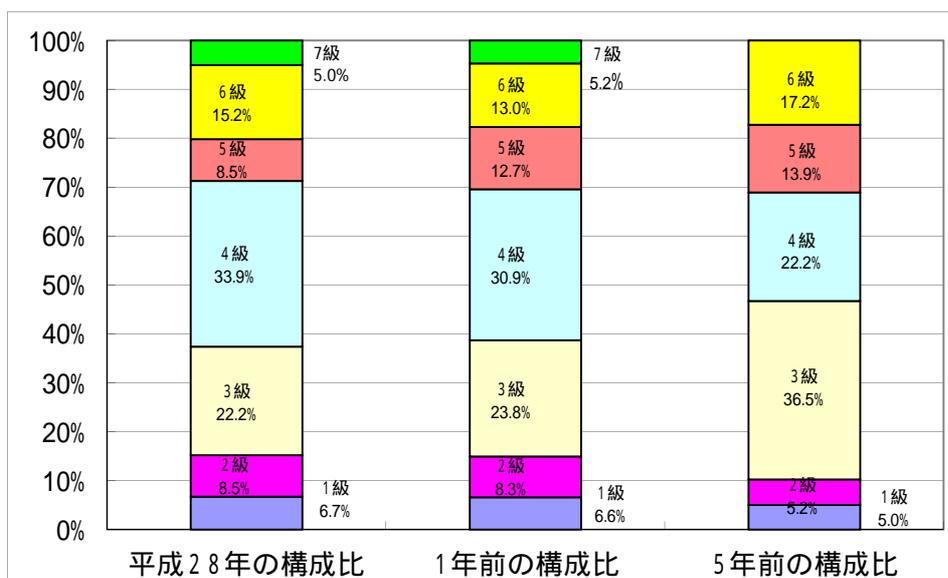
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事、部長	20人	5.0%	361,300円	443,700円
6級	次長、課長、特命参事	61人	15.2%	317,000円	409,000円
5級	副課長、主幹	34人	8.5%	286,200円	391,800円
4級	課長補佐、係長	136人	33.9%	259,900円	387,000円
3級	係長、主査	89人	22.2%	226,400円	348,800円
2級	主事	34人	8.5%	190,200円	303,000円
1級	主事	27人	6.7%	140,100円	246,100円

(注) 1 淡路市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 平成25年より、6級制から7級制に変更している。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用	淡路市		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

淡路市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,443 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,891 千円	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%(抑制後4～10%) ・管理職加算 10～20%(抑制後5～10%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成28年度中における運用	淡路市		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

淡路市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額 7,093 千円 21,965 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全地域	0%	0人	非支給地

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	2,855 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	30,699 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	23.4 %		
手当の種類(手当数)	11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	税務事務職員	市税の賦課及び徴収業務	月額1,000円
感染症防疫作業手当	防疫作業従事職員	伝染病等に関する防疫業務	日額1,000円
塵埃焼却場作業手当	塵埃焼却場従事職員	収集、運搬及び処分業務	月額3,000円
火葬業務手当	火葬処理従事職員	火葬処理に関する業務	業務1回につき1,000円
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人等の看護等従事職員	看護、移送又は埋葬に関する業務	業務1回につき1,000円
保育業務手当	保育業務従事職員	保育に関する業務	月額3,000円
保健業務手当	保健業務従事職員	保健に関する業務	月額3,000円
介護・調理手当	老人施設の介護・調理従事職員	介護・調理に関する業務	月額3,000円
医師職手当	医師職	診療に関する業務	月額380,000円
時間外診療住診手当	医師職	緊急を要する診療業務	(加算点数 - 基本点数) × 10円
入院医学管理手当	医師職	1日当たりの入院患者数	月額50,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	74,618 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	256,419 円
支給実績(平成26年度決算)	110,108 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	361,010 円

(注) 職員数には管理職手当を支給される職員を含めない。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目 11,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円 	同じ		47,944 千円	238,527 円
住居手当	<p>自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃 - 12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円 + (家賃 - 23,000円) × 1/2(27,000円限度) 	同じ		16,852 千円	290,552 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額(鉄道等利用者は6箇月定期券の額)支給限度額55,000円 ・交通用具(自動車等)を使用している職員 通勤距離に応じ2,500円～26,700円 	異なる	国は片道2km未満無支給。また交通用具(自動車等)を使用している職員に対する手当が国より2,000円高い(片道2km以上の各距離区分)。	38,828 千円	110,937 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職の区分に応じ、13,000円～49,000円 	異なる	支給率が異なる	41,913 千円	391,710 円

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料 報 酬	市 長	860,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	690,000 円	950,000 円 / 259,000 円	
	議 長	450,000 円	772,000 円 / 325,000 円	
	副 議 長	378,000 円	545,000 円 / 230,000 円	
期 末 手 当	市 長	(平成27年度支給割合)		
	副 市 長	4.10 月分		
	議 長	(平成27年度支給割合)		
	副 議 長	3.95 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 0.40	(1期の手当額) 16,512,000 円	(支給時期) (任期ごと)
	副 市 長	給料月額 × 在職月数 × 0.24	7,948,800 円	(任期ごと)
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

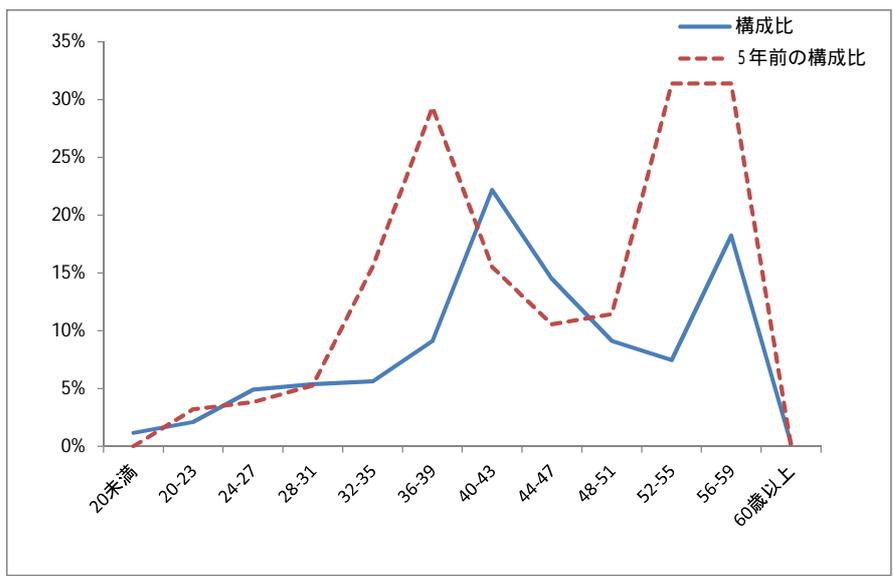
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	4	1	・事務の統合縮小による増減 ・退職による減
	総務	116	117	1	
	税務	26	22	4	
	農林水産	27	25	2	
	商工	12	9	3	
	土木	28	29	1	
	民生	104	100	4	
	衛生	35	30	5	
	計	351	336	15	
	教育部門	53	55	2	
消防部門	1	1	0		
小 計	405	392	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.51 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 98.63 人)	
公 営 会 計 業 部 等 門	病院	10	8	2	・事務の広域化処理 ・事務の統合縮小
	水道	0	0	0	
	下水道	3	2	1	
	その他	29	26	3	
	小 計	42	36	6	
合 計	447 [603]	428 [603]	19	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.37 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 5	人 9	人 21	人 23	人 24	人 39	人 95	人 62	人 39	人 32	人 78	人 1	人 428

(3)職員数の推移

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	398	378	360	359	351	336	62 (15.6%)
教育	66	61	60	61	53	55	11 (16.7%)
消防	1	1	1	1	1	1	0 0.0
普通会計計	465	440	421	421	405	392	73 (15.7%)
公営企業等会計計	73	67	66	46	42	36	37 (50.7%)
総合計	538	507	487	467	447	428	110 (20.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。